第3号様式（第7条関係）

安八町長　　宛

補助事業者誓約書

　安八町子ども食堂運営支援事業費補助金の交付の申請に当たり、補助事業を実施する団体及びその役員（以下「団体等」という。）に関し、以下のことを誓約します。

　なお、この誓約に反する事業が判明した場合は、安八町補助金交付規則（昭和58年安八町規則第14号。以下「規則」という。）第10条の規定により補助金の交付決定を取り消されても異議を申し立てません。

１　補助事業は、安八町子ども食堂運営支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条各号のいずれにも該当するものであること。

２　団体等は、要綱第3条各号のいずれにも該当するものであること。

３　補助事業の実施に関し、子ども食堂の利用者（以下「利用者」という。）の人権

に配慮すること。

４　利用者の個人情報は、住所、氏名、年齢、性別その他の補助事業の実施に必要となる情報のみを収集することとし、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないこと。

５　利用者の個人情報は、厳重に管理するとともに、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。

年　　月　　日

団体の所在地

団体の名称

団体者職・氏名　［自署］

連 絡 先